証券コード　3387
平成28年５月12日

株　主　各　位

東京都品川区東五反田五丁目10番18号
株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス
代表取締役社長　岡　本　　晴　彦

# 第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
　**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年５月26日（木曜日）午後６時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成28年５月27日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　東京都品川区東五反田五丁目10番18号
　　クリエイト・レストランツグループ本社ビル
３．目的事項
　　報告事項　　１．第19期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
　　２．第19期（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）計算書類報告の件

　　決議事項
　　**第１号議案**　剰余金処分の件
　　**第２号議案**　定款の一部変更の件
　　**第３号議案**　取締役(監査等委員である取締役を除く。)５名選任の件
　　**第４号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件
　　**第５号議案**　取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額設定の件
　　**第６号議案**　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

以　上

～～～

（提供書面）

# 事　業　報　告

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

## １．企業集団の現況

### （１）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益や雇用情勢の改善に加え、訪日観光客によるインバウンド消費の増加などにより、全体として緩やかな回復基調で推移しているものの、中国経済をはじめとする新興国経済の下振れリスクに加え、年初からの株安、原油安や日銀のマイナス金利導入、さらには軽減税率導入、来年4月に予定されている消費税再増税を睨んだ動き等から、慎重な消費マインドが継続しており、先行き不透明な状況が続いております。

外食産業におきましては、引き続き円安基調に伴う原材料価格の高止まりや物流費の上昇、人手不足による人件費の上昇等、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした環境の中、当社グループは、好立地への積極的な新規出店を実施したほか、各グループ事業会社においてメニューの開発・刷新や来店動機につなげるべく付加価値のある営業施策等を実施し、既存店の店舗力の向上を図ったことに加え、近年のインバウンド消費の増加に対応すべく専門部署を立ち上げる等、訪日外国人の獲得にも積極的に取り組んでまいりました。

また、新規M＆Aの実施に伴い、当連結会計年度より、株式会社ＫＲフードサービスの106店舗、株式会社アールシー・ジャパンの３店舗が新たに連結されたことに加え、優良案件に絞り込んだ出店や商況の変化に合わせた業態変更及び撤退等の迅速な判断を行い、グループ全体では106店舗の新規出店、38店舗の撤退を実施した結果、当連結会計年度末における業務受託等を含む連結店舗数は779店舗となりました。

なお、当社は、平成27年６月30日付で株式会社ＫＲフードサービスの株式

99.8%、平成27年８月31日付で株式会社アールシー・ジャパンの全株式を取得し、連結子会社としております。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は103,271百万円（前連結会計年度比49.0%増）、営業利益6,749百万円（前連結会計年度比62.1%増）、経常利益7,340百万円（前連結会計年度比67.4%増）、当期純利益は、3,321百万円（前連結会計年度比48.9%減）となりました。

報告セグメントにつきましては、当社は飲食事業以外の報告セグメントが無いため、記載を省略しております。なお、飲食事業における主要カテゴリー毎の状況は以下のとおりです。

（ＣＲカテゴリー）

当カテゴリーは、株式会社クリエイト・レストランツが運営する店舗で構成されており、郊外のショッピングセンターを中心に多様なブランドにてレストラン及びフードコートを運営しております。

株式会社クリエイト・レストランツでは、既存店舗の店舗力向上に注力するとともに、出店による新たなブランドを創造することに努めております。

当連結会計年度におきましては、ローストビーフ丼専門店やキャラクターカフェ等の新たな業態の開発を推進し、45店舗の新規出店、20店舗の撤退を実施しております。

以上の結果、当カテゴリーの当連結会計年度の売上高は39,084百万円となり、連結店舗数は381店舗となっております。

（ＳＦＰカテゴリー）

当カテゴリーは、ＳＦＰダイニング株式会社が運営する店舗で構成されており、都心繁華街を中心に居酒屋を運営しております。主なブランドといたしましては手羽先唐揚げをはじめとする鶏料理専門店の「鳥良」や、海鮮居酒屋「磯丸水産」等があります。

当連結会計年度におきましては、引き続き海鮮居酒屋「磯丸水産」の好調な出店や「鳥良商店」、「きづなすし」等の出店により、44店舗の新規出店を実施しております。

以上の結果、当カテゴリーの当連結会計年度の売上高は36,091百万円、連結店舗数は176店舗となっております。

(専門ブランドカテゴリー)

当カテゴリーは、当社100％出資の国内子会社である株式会社クリエイト吉祥、株式会社ルモンデグルメ、株式会社イートウォーク、株式会社ＹＵＮＡＲＩや99.97％出資の株式会社上海美食中心及び平成27年３月６日付で当社と株式会社クリエイト・レストランツとの共同新設分割により設立した株式会社グルメブランズカンパニーに加え、平成27年６月30日に株式99.8％を取得し子会社化した株式会社ＫＲフードサービス、平成27年８月31日に全株式を取得し子会社化した株式会社アールシー・ジャパンが運営する店舗で構成されております。

当連結会計年度におきましては、株式会社ＫＲフードサービスが新たに連結されたことに加え、株式会社ＹＵＮＡＲＩが「つけめんＴＥＴＳＵ」等を出店した結果、当カテゴリーの当連結会計年度の売上高は25,198百万円、連結店舗数は192店舗となっております。

(海外カテゴリー)

当カテゴリーは、海外において展開している店舗で構成されており、シンガポール国内にて展開しているcreate restaurants asia Pte. Ltd.が運営する店舗、香港にて展開している香港創造餐飲管理有限公司が運営する店舗、中國創造餐飲管理有限公司を親会社とし、上海にて展開している上海創思餐飲管理有限公司が運営する店舗で構成されております。

当連結会計年度におきましては、香港にて「つけめんＴＥＴＳＵ」や「ポムポムプリンカフェ」等、４店舗の新規出店及びM&Aにより11店舗が増加した一方、中国における不採算店舗の閉鎖等９店の撤退を実施いたしました。

以上の結果、当カテゴリーの当連結会計年度の売上高は2,832百万円、連結店舗数は30店舗となっております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は8,555百万円（差入保証金を含む。）で、その主なものは店舗設備投資によるものであります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、次のとおり資金調達いたしました。

・長期借入金として16,400百万円を調達いたしました。

・社債を発行し、3,700百万円を調達いたしました。

④　事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
当社は、平成27年６月30日付で、株式会社ＫＲフードサービスの株式（99.8％）、また平成27年８月31日付で、株式会社アールシー・ジャパンの全株式を取得し、当社の連結子会社といたしました。

### （２）財産及び損益の状況

| 区　　分 | 第 16 期<br>(平成25年２月期) | 第 17 期<br>(平成26年２月期) | 第 18 期<br>(平成27年２月期) | 第 19 期<br>(平成28年２月期)<br>(当連結会計年度) |
|---|---|---|---|---|
| 売　　上　　高(百万円) | 37,167 | 52,523 | 69,309 | 103,271 |
| 経　常　利　益(百万円) | 2,827 | 3,796 | 4,383 | 7,340 |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 1,317 | 1,811 | 6,495 | 3,321 |
| １株当たり当期純利益 | 11円94銭 | 20円41銭 | 68円82銭 | 35円19銭 |
| 総　　資　　産(百万円) | 19,047 | 35,819 | 47,034 | 72,530 |
| 純　　資　　産(百万円) | 3,744 | 9,332 | 19,676 | 22,996 |
| １株当たり純資産額 | 46円10銭 | 98円87銭 | 161円55銭 | 185円42銭 |

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
２．平成26年９月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を、平成28年３月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割をそれぞれ行っております。このため、各連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

### （３）重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社の状況

該当事項はありません。

②　重要な子会社の状況（平成28年２月29日現在）

| 会社名 | 資本金 | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容 |
|---|---|---|---|
| 株式会社クリエイト・レストランツ | 100,000千円 | 100.00％ | 飲食事業 |
| 株式会社クリエイト吉祥 | 55,000千円 | 100.00％ | 飲食事業 |
| 株式会社ルモンデグルメ | 90,000千円 | 100.00％ | 飲食事業 |
| 株式会社イートウォーク | 10,000千円 | 100.00％ | 飲食事業 |
| ＳＦＰダイニング株式会社 | 6,640,175千円 | 67.20％ | 飲食事業 |
| 株式会社ＹＵＮＡＲＩ | 3,000千円 | 100.00％ | 飲食事業 |
| 株式会社上海美食中心 | 9,900千円 | 99.97％ | 飲食事業 |
| 株式会社グルメブランズカンパニー | 10,000千円 | 100.00％ | 飲食事業 |
| 株式会社ＫＲフードサービス | 100,000千円 | 99.80％ | 飲食事業 |
| 株式会社アールシー・ジャパン | 100,000千円 | 100.00％ | 飲食事業 |
| 中國創造餐飲管理有限公司 | 167,000千HK$ | 100.00％ | 香港、中国におけるグループ会社の統括事業 |
| create restaurants asia Pte. Ltd. | 9,500千SGP$ | 100.00％ | 飲食事業 |
| 上海創思餐飲管理有限公司 | 125,000千HK$ | 100.00％ | 飲食事業 |
| 香港創造餐飲管理有限公司 | 20,000千HK$ | 100.00％ | 飲食事業 |

（注）１．平成27年３月６日付で、当社及び子会社である株式会社クリエイト・レストランツの共同新設分割（簡易分割）により、株式会社グルメブランズカンパニーを設立し、一部事業を承継しております。

２．平成27年６月30日付で、株式会社ＫＲフードサービスの株式（99.80％）を取得し、子会社としております。

３．平成27年８月31日付で、株式会社アールシー・ジャパンの全株式を取得し、子会社としております。

**（４）対処すべき課題**

当社は、食の安全性に対する消費者意識の高まりや、外部環境の厳しさが増すと目される中、以下の課題に適切に対処してまいります。

①「食の安全・安心」への取り組み

お客様に「安全」なメニューをご提供し、「安心」して召し上がって頂けるようにすることは、飲食企業にとって最重要事項であると認識しております。当社グループといたしましては、「食の安全・安心」に対する全役職員の意識浸透及びレベルアップに全力で取り組んでまいります。

具体的には、お客様の目線から見た「食の安全・安心」に関するモラルについて、従業員に対するメッセージを繰り返し発信すると共に、経営理念の中核にあるのが「お客様からの信頼」であることを広く浸透させる取り組みを実施しております。また、食の安全安心推進室を中心に、料理や食材の取り扱いに関するマニュアルを随時見直し、これに基づく従業員教育の徹底、店舗オペレーションの強化に努めております。更に、店舗と本社の情報共有の仕組みを見直し、社内及びグループ間の報告・連絡体制を迅速化することに加え、店舗内のコミュニケーション及びチームワークの強化に取り組んでおります。

②　お客様から支持される商品及び業態開発の推進

お客様の食に対するニーズは、近年のスマートフォン等の普及による情報収集力の向上やライフスタイルの変化等により多様化が進んでおり、加えてニーズの変化のスピードも速まっている中、業態（ブランド）及び立地の陳腐化も早まる傾向にあります。

当社では、このようなニーズの変化に機敏に対応していくために、新業態開発室を中心に、立地や店舗の規模に合う新たな業態の創出や、マーケティング調査等に取り組んでおります。今後もお客様のニーズに的確かつスピーディーに対応するため、マーチャンダイジングの強化を図ると共に、立地特性に応じた業態開発を推進してまいります。

③　競争力強化に向けた各グループ事業会社の育成

今後も『グループ連邦経営』を推進するにあたり、各グループ事業会社の競争力の強化は当社グループの持続的成長にとって重要であり、各社の競争状況、役割、ステージに応じた効果的な経営指導及び機動的かつ最適な経営資源の配分を行っていくことが必要であると認識しております。そのために、当社が各社の経営状態を的確に把握できる管理体制の強化に努めるとともに、複数

の専門的かつ特徴的な企業文化、戦略を持つ各社の経営陣が、グループ内にてそれぞれのノウハウや情報交換等を密に行い、個々の経営力を拡充することができ、加えて、各グループ事業会社が成長に向け、迅速かつ最適な意思決定が可能となる組織体制及び環境を整えてまいります。

④　本社機能の更なる強化

『グループ連邦経営』の当社の役割として、グループ全体の経営戦略を策定、実行することのほかに、各グループ事業会社が持続的な成長戦略の実行に集中できる環境（プラットフォーム）を提供することも必要であると認識しております。具体的には、各社の間接部門業務の集約化、標準化による効率性の向上と多様な立地・業態に対する開発機能の強化、原材料・設備等の集約化によるコスト面でのシナジーの最大化、食の安全・安心やコンプライアンスに関連する情報の提供等において一層の強化に取り組み、各社の収益性の最大化に資する支援体制強化に努めてまいります。

⑤　人材の確保及び育成の強化

当社グループは、現在、国内外の複数のグループ事業会社で構成されており、今後も継続的なM＆A等の実施により、更にグループ事業会社は増加することが見込まれることから、高い専門性を持ち、様々な課題に対処し、進化させ、経営することができる人材の育成強化及び優秀な人材の確保が必須と認識しております。

そのため、人材の確保に関しましては、即戦力となる中途採用に加えて、将来の幹部人材の早期育成のために新卒採用を引き続き拡充してまいります。人材の育成に関しましては、「スピード、クリエイティブ、チャレンジ」という当社グループの経営理念を牽引することを期待される幹部人材の育成強化を計画的に実施できるよう教育・研修システムの整備を進めてまいります。

**（５）主要な事業内容**（平成28年２月29日現在）

当社グループは、お客様のニーズにあった多様なレストランを創造し、これを多様な立地で展開することを主要な事業としております。

**（６）主要な事業所及び店舗**（平成28年２月29日現在）

① 当社

| | |
|---|---|
| 本　　社 | 東京都品川区東五反田五丁目10番18号 |

② 子会社

| | |
|---|---|
| （株）クリエイト・レストランツ | 本社：東京都品川区<br>店舗：381店舗 |
| （株）クリエイト吉祥 | 本社：東京都品川区<br>店舗：６店舗 |
| （株）ルモンデグルメ | 本社：東京都品川区<br>店舗：８店舗 |
| （株）イートウォーク | 本社：東京都品川区<br>店舗：24店舗 |
| ＳＦＰダイニング（株） | 本社：東京都世田谷区<br>店舗：173店舗 |
| （株）ＹＵＮＡＲＩ | 本社：東京都品川区<br>店舗：27店舗 |
| （株）上海美食中心 | 本社：東京都品川区<br>店舗：４店舗 |
| （株）グルメブランズカンパニー | 本社：東京都品川区<br>店舗：６店舗 |
| （株）ＫＲフードサービス | 本社：大阪府大阪市<br>店舗：102店舗 |
| （株）アールシー・ジャパン | 本社：東京都品川区<br>店舗：４店舗 |
| 中國創造餐飲管理有限公司 | 本社：中華人民共和国香港特別行政区 |
| create restaurants asia Pte. Ltd. | 本社：シンガポール<br>店舗：10店舗 |
| 上海創思餐飲管理有限公司 | 本社：中華人民共和国上海市<br>店舗：１店舗 |
| 香港創造餐飲管理有限公司 | 本社：中華人民共和国香港特別行政区<br>店舗：９店舗 |

※店舗欄には、平成28年２月29日時点の直営にて運営している店舗数を記載しております。

**（７）使用人の状況**（平成28年２月29日現在）

① 当社グループの使用人の状況

| 使用人数 | 前連結会計年度末比増減 |
|---|---|
| 3,171名 | 912名増 |

（注） 上表使用人のほか、7,049名の臨時従業員（１人当たり１日８時間換算）がおります。
なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員（15名）は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|---|---|---|---|
| 112名 | 12名減 | 38.9歳 | 6.8年 |

（注） 上表使用人のほか、５名の臨時従業員（１人当たり１日８時間換算）がおります。
なお、臨時従業員には、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員（15名）は含んでおりません。

**（８）主要な借入先の状況**（平成28年２月29日現在）

| 借入先 | 借入額 |
|---|---|
| 株式会社みずほ銀行 | 14,962百万円 |
| 株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行 | 3,484百万円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 2,580百万円 |
| 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 | 1,887百万円 |
| 株式会社りそな銀行 | 1,435百万円 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 336百万円 |
| 農林中央金庫 | 332百万円 |

**（９）その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## ２．株式の状況（平成28年２月29日現在）

**（１）発行可能株式総数**　63,600,000株

**（２）発行済株式の総数**　31,574,214株

**（３）株主数**　26,397名

**（４）大株主（上位10名）**

| 株主名 | 所有株式数 | 持株比率 |
|---|---|---|
| 株式会社後藤国際商業研究所 | 14,721,000株 | 46.79% |
| 株式会社ユリッサ | 894,000株 | 2.84% |
| 岡本晴彦 | 795,900株 | 2.53% |
| 川井潤 | 405,000株 | 1.29% |
| ビービーエイチ フォー フィデリティ ロー プライスド ストック ファンド(プリンシパル オール セクター サブポートフォリオ) | 402,800株 | 1.28% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） | 378,800株 | 1.20% |
| 岡本梨紗子 | 282,000株 | 0.90% |
| 岡本侑里子 | 282,000株 | 0.90% |
| ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー | 244,000株 | 0.78% |
| クリエイト・レストランツ・グループ従業員持株会 | 195,900株 | 0.62% |

（注）　持株比率は自己株式111,015株を控除して計算しております。

## ３．新株予約権等の状況

該当事項はありません。

## ４．会社役員の状況

### （１）取締役及び監査役の状況（平成28年２月29日現在）

| 会社における地位 | 氏名 | 担当及び重要な兼職の状況 |
|---|---|---|
| 代表取締役会長 | 後藤　仁史 | 株式会社後藤国際商業研究所代表取締役<br>株式会社イートウォーク代表取締役会長 |
| 代表取締役社長 | 岡本　晴彦 | 株式会社クリエイト・レストランツ取締役<br>株式会社クリエイト吉祥取締役<br>中國創造餐飲管理有限公司董事長<br>株式会社ＹＵＮＡＲＩ取締役<br>株式会社上海美食中心取締役<br>株式会社グルメブランズカンパニー取締役<br>株式会社アールシー・ジャパン取締役 |
| 専務取締役 | 川井　潤 | 管理本部担当及び人事総務本部管掌<br>create restaurants asia Pte. Ltd. Director<br>上海創思餐飲管理有限公司董事<br>香港創造餐飲管理有限公司董事<br>ＳＦＰダイニング株式会社取締役<br>台湾創造餐飲股份有限公司董事<br>株式会社ＫＲフードサービス取締役 |
| 取締役 | 田中　孝和 | 海外営業本部担当<br>上海豫園商城創造餐飲管理有限公司董事<br>create restaurants asia Pte. Ltd. Director(CEO)<br>上海創思餐飲管理有限公司董事長<br>香港創造餐飲管理有限公司董事長<br>台湾創造餐飲股份有限公司董事長 |
| 取締役 | 島村　彰 | 開発本部兼商品部担当<br>株式会社イートウォーク取締役<br>株式会社アールシー・ジャパン代表取締役社長 |
| 常勤監査役 | 森本　裕文 | 株式会社クリエイト・レストランツ監査役<br>株式会社ＫＲフードサービス監査役 |
| 監査役 | 根本　博史 | 公認会計士及び税理士<br>クリフィックス税理士法人シニア・アドバイザー<br>根本公認会計士事務所所長 |
| 監査役 | 大木　丈史 | 弁護士 |

（注）１．監査役根本博史氏及び大木丈史氏は、社外監査役であります。
２．当社は、監査役根本博史氏及び大木丈史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
３．監査役根本博史氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する知見を相当に有しており、当社の監査体制強化に活かしていただいております。
４．監査役大木丈史氏は、弁護士として企業法務に精通しており、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査体制強化に活かしていただいております。

### （２）責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額としております。

### （３）取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区　　分 | 支給人員 | 支給額 |
|---|---|---|
| 取締役 | ５名 | 171百万円 |
| （うち社外取締役） | (―) | (―) |
| 監査役 | ３名 | 16百万円 |
| （うち社外監査役） | （２名） | （７百万円） |
| 合計 | ８名 | 187百万円 |

(注) １．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
２．取締役の報酬限度額は、平成18年５月30日開催の第９期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成18年５月30日開催の第９期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

### （４）社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役根本博史氏は、クリフィックス税理士法人シニア・アドバイザー及び根本公認会計士事務所所長を兼任しております。当社と兼職先との間に開示すべき取引関係はありません。

②　社外役員の主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

| 氏名 | 地位 | 出席状況及び発言状況 |
|---|---|---|
| 根本　博史 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会14回及び監査役会11回すべてに出席しており、主に、公認会計士としての専門的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

| 氏名 | 地位 | 出席状況及び発言状況 |
|---|---|---|
| 大木　丈史 | 社外監査役 | 当事業年度に開催された取締役会14回中12回及び監査役会11回中9回に出席しており、主に、弁護士としての専門的な見地から、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を適宜行っております。また監査役会において、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

③　社外取締役を置くことが相当でない理由

・当社は、社外取締役を選任しておりませんが、その理由としましては、当社は、監査役３名の内２名が社外監査役である監査役会による取締役会への牽制及び経営への監督機能が十分に発揮できる体制を整えているとともに、当社の事業特性や各業務に精通した少人数の取締役による迅速な意思決定を図るためであります。また、当社の事業特性を十分理解しない者を社外取締役とした場合、迅速かつ効率的な意思決定に資さない可能性もあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正等を踏まえつつ、当社としましては、引き続き当社の経営陣からの独立性を有しつつ、当社の事業特性への理解を有する現在の社外監査役に引き続き社外取締役として機能していただくことが最良の方策であると判断し、「監査等委員会設置会社」への移行並びに現在の社外監査役を含む候補者を監査等委員である取締役選任議案を、当事業年度に係る定時株主総会に上程いたします。

## ５．会計監査人の現況

**（１）名称**　　有限責任監査法人トーマツ

**（２）報酬等の額**

| | 支　払　額 |
|---|---|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 48百万円 |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 48百万円 |

（注）１.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況、及び報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
２.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
３.当社の子会社であるＳＦＰダイニング株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

**（３）会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案しまして、再任もしくは不再任の決定を行います。

## ６．業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

### （１）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 役職員が法令や定款及び社会通念に沿った行動を行うよう「役職員行動規則」及び「コンプライアンス組織・運営規程」に基づき、定期的な研修等を通じて周知徹底に努める。

② 社長がチーフ・コンプライアンス・オフィサーとなり、全社のコンプライアンス意識向上に努める。

③ 適切な財務諸表作成のために、決算管理チームリーダーは「経理規程」に基づき、業務を執行するとともに、周知徹底に努める。

④ コンプライアンス違反についての社内通報体制として、所属長への報告経路とは別に、コンプライアンス相談窓口（電子メール）及び顧問弁護士宛の内部通報窓口による報告経路を設置しており、法令違反行為や不正行為の早期発見及び迅速且つ適切な対応を行う体制を整備している。

⑤ 内部監査チームは各部署の監査を定期的に行うとともに、チーフ・コンプライアンス・オフィサーや監査役会との情報交換会を定期的に開催する。

⑥ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体、並びに、これらと係わりのある企業や団体、個人とは取引関係を含めて一切の関係を持たず、また、これらによる不当要求は断固として拒否することを、役職員行動規則において、遵守事項として掲げている。また、反社会的勢力による不当要求等が発生した場合は、担当部署が情報を一元管理し、所轄警察署への相談を含めて迅速な対応を講じる体制を整備している。

### （２）取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 法定保存文書及び会社が定める内部管理上の重要な情報については、「文書管理規程」に基づき、所定の期間保存する。定めのない情報については、管理本部担当役員と協議の上、保存の要否及び期間を定めて保存する。

② 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

### （３）損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 当社グループには、店舗オペレーショナルリスク、コンプライアンスリス

ク、投資リスク、信用リスクといった事業リスクがある。これらのリスクについては、個々の責任部署が対応し、必要に応じて取締役会において状況の確認及び必要な措置を検討する。

また、各部門のリスク管理責任者は、それぞれの部署に関するリスク管理を行い、リスクを統括する部署へ定期的にリスク管理の状況を報告する。

② 不測の事態が発生した場合には、「緊急対策規程」に基づき、迅速に対応することとする。

③ 内部監査チームは、グループ各社及び各部門のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に社長及び管理本部担当役員に報告する。社長は必要に応じ、取締役会に報告する。

④ 各種リスクの管理状況については、管理本部担当役員が年に１度、取締役会に報告する。

**（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

① 取締役会は、毎事業年度末までに翌事業年度の経営目標を決定し、目標達成に向けた経営計画を策定の上、毎月１回の取締役会において進捗状況を確認する。

また、経営環境及び企業内部環境の変化に応じて経営計画の前提条件の見直しを行う。

② 取締役会において取締役の業務執行範囲を定めるとともに、「業務分掌規程」に基づいた権限委譲を各役職員に行い、効率的な業務執行を実現する。

**（５）当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

企業集団における業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定め、これに基づく統制を行うとともに、必要に応じてグループ各社への指導・支援等を実施する。

当社は、当社取締役及びグループ各社社長が出席する定例会議を月１回開催し、経営数値その他重要な情報について、当社へ定期的な報告を行う。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「３．損失の危険の管理に関する規程その他の体制」のとおり、グループ一体となった損失の危機管理体制を構築する。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、子会社の自主性を尊重しつつ、子会社から定期的に業務執行の報告

を受けるとともに、子会社の重要な決定については「関係会社管理規程」に基づく当社取締役会への付議又は報告を行うこと等により、子会社の職務の執行の効率を確保する。

④子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ各社には取締役または監査役として当社の取締役または使用人を派遣し、取締役は当該グループ各社の職務執行を監督し、監査役は当該会社の業務執行状況を監査する。

グループ各社に対する監査は、原則として子会社を対象として、別に定める「内部監査規程」に準じて実施する。内部監査報告書は社長に提出するものとする。また、監査の結果に基づいて、必要があれば社長はグループ各社に対して指導または勧告を行う。

**（６）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

監査役は、監査役の職務を補助する使用人を置くことを求めた場合は、会社に対して常設ないしは臨時で人員を配置するよう要請できるものとする。

**（７）前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役より、監査業務の補助の要請を受けた使用人は、その要請された業務の遂行に関して、監査役の指示に従い、取締役等の指揮命令を受けない。

**（８）当社及びグループ各社の取締役及び使用人が当社監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び報告したことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制**

① 監査役は当社及びグループ各社の取締役会その他の重要な経営会議に出席し、報告を求めることができる。また、監査役が必要と判断する会議の議事録について回覧ができる。

② 著しい損失や重大なコンプライアンス違反が発生または発生のおそれがある場合は、当社及びグループ各社の担当取締役は監査役に対して遅滞なく報告を行う。

③ 監査役はいつでも必要に応じ、当社及びグループ各社の取締役に対して報告を求めることができることとする。

**（９）当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項**

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと明らかに認められる場合を除き、速やかに処理するものとする。

**(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査役は、取締役、使用人、会計監査人とそれぞれ随時意見交換会を開催することとする。

**(11) 財務報告の信頼性と適正性を確保するための体制**

財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の法令に準拠した財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性の評価、報告する体制を整備し運用する。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（平成27年３月１日から平成28年２月29日まで）のうち「会社法の一部を改正する法律」（平成26年度法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）の施行後、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行っております。

① 主な会議の開催状況として、取締役会は14回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外監査役２名の内１名が全てに出席し、他１名が12回に出席いたしました。その他、監査役会は11回開催いたしました。

② 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査チーム、会計監査人との間で、意見交換、情報交換等の連携を図っております。

③ 内部監査チームは、内部監査計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施いたしました。

# 連結貸借対照表

（平成28年２月29日現在）

（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| **【流動資産】** | **19,994,208** | **【流動負債】** | **23,086,457** |
| 現金及び預金 | 13,142,300 | 買掛金 | 2,597,083 |
| 売掛金 | 2,504,715 | １年内償還予定の社債 | 530,000 |
| 有価証券 | 2,000,000 | １年内返済予定の長期借入金 | 10,623,620 |
| 原材料及び貯蔵品 | 491,276 | リース債務 | 137,960 |
| 繰延税金資産 | 451,475 | 未払金 | 3,680,764 |
| その他 | 1,404,440 | 未払費用 | 2,149,941 |
| **【固定資産】** | **52,536,212** | 未払法人税等 | 1,206,645 |
| **（有形固定資産）** | **23,626,372** | 未払消費税等 | 708,967 |
| 建物及び構築物 | 17,512,373 | 賞与引当金 | 442,401 |
| 機械及び装置 | 335,178 | ポイント引当金 | 213,755 |
| 工具器具備品 | 1,955,648 | 株主優待引当金 | 112,344 |
| リース資産 | 312,050 | 店舗閉鎖損失引当金 | 62,271 |
| 土地 | 3,144,247 | 資産除去債務 | 101,213 |
| 建設仮勘定 | 366,388 | その他 | 519,488 |
| その他 | 485 | **【固定負債】** | **26,447,727** |
| **（無形固定資産）** | **17,201,101** | 社債 | 3,090,000 |
| のれん | 15,385,595 | 長期借入金 | 19,163,860 |
| その他 | 1,815,505 | リース債務 | 245,303 |
| **（投資その他の資産）** | **11,708,738** | 退職給付に係る負債 | 534,941 |
| 投資有価証券 | 384,376 | 役員退職慰労引当金 | 33,412 |
| 長期前払費用 | 1,654,609 | 資産除去債務 | 1,959,639 |
| 繰延税金資産 | 1,035,956 | 繰延税金負債 | 814,599 |
| 差入保証金 | 8,617,850 | その他 | 605,971 |
| その他 | 32,860 | **負債合計** | **49,534,185** |
| 貸倒引当金 | △16,915 | **純資産の部** | |
| **資産合計** | **72,530,421** | **【株主資本】** | **16,999,261** |
| | | **資本金** | **1,012,212** |
| | | **資本剰余金** | **4,576,030** |
| | | **利益剰余金** | **11,431,341** |
| | | **自己株式** | **△20,323** |
| | | **【その他の包括利益累計額】** | **502,377** |
| | | **繰延ヘッジ損益** | **△1,590** |
| | | **為替換算調整勘定** | **513,189** |
| | | **退職給付に係る調整累計額** | **△9,221** |
| | | **【少数株主持分】** | **5,494,597** |
| | | **純資産合計** | **22,996,236** |
| | | **負債純資産合計** | **72,530,421** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 103,271,669 |
| 売上原価 | | 29,769,933 |
| **売上総利益** | | **73,501,735** |
| 販売費及び一般管理費 | | 66,751,899 |
| **営業利益** | | **6,749,835** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 15,614 | |
| 受取補償金 | 140,000 | |
| 協賛金収入 | 595,286 | |
| その他 | 160,231 | 911,132 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 210,669 | |
| 社債発行費 | 41,222 | |
| その他 | 69,056 | 320,948 |
| **経常利益** | | **7,340,019** |
| 特別利益 | | |
| 負ののれん発生益 | 205,257 | |
| その他 | 3,823 | 209,081 |
| 特別損失 | | |
| 持分変動損失 | 217,940 | |
| 固定資産除却損 | 58,917 | |
| 減損損失 | 378,877 | |
| 関係会社株式評価損 | 109,325 | |
| その他 | 70,856 | 835,918 |
| **税金等調整前当期純利益** | | **6,713,183** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2,623,723 | |
| 過年度法人税等 | 273,576 | |
| 法人税等調整額 | △446,184 | 2,451,115 |
| **少数株主損益調整前当期純利益** | | **4,262,068** |
| 少数株主利益 | | 940,488 |
| **当期純利益** | | **3,321,580** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 平成27年３月１日　残高 | 1,012,212 | 4,576,030 | 8,976,570 | △20,323 | 14,544,490 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | － | － | 9,126 | － | 9,126 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | 1,012,212 | 4,576,030 | 8,985,696 | △20,323 | 14,553,616 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | △875,935 | － | △875,935 |
| 当期純利益 | － | － | 3,321,580 | － | 3,321,580 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | － | － | － | － | － |
| 連結会計年度中の変動額合計 | － | － | 2,445,644 | － | 2,445,644 |
| 平成28年２月29日　残高 | 1,012,212 | 4,576,030 | 11,431,341 | △20,323 | 16,999,261 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 少数株主持分 | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | 繰延ヘッジ損益 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 | | |
| 平成27年３月１日　残高 | △83 | 692,249 | 11,877 | 704,043 | 4,427,520 | 19,676,054 |
| 会計方針の変更による累積的影響額 | － | － | － | － | 4,162 | 13,288 |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高 | △83 | 692,249 | 11,877 | 704,043 | 4,431,683 | 19,689,343 |
| 連結会計年度中の変動額 | | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | － | － | △875,935 |
| 当期純利益 | － | － | － | － | － | 3,321,580 |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △1,506 | △179,060 | △21,098 | △201,666 | 1,062,914 | 861,248 |
| 連結会計年度中の変動額合計 | △1,506 | △179,060 | △21,098 | △201,666 | 1,062,914 | 3,306,893 |
| 平成28年２月29日　残高 | △1,590 | 513,189 | △9,221 | 502,377 | 5,494,597 | 22,996,236 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

**連結注記表**

**１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等**

（１）連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

| | |
|---|---|
| 連結子会社の数 | 14社 |
| 連結子会社の名称 | 株式会社クリエイト・レストランツ<br>株式会社クリエイト吉祥<br>株式会社ルモンデグルメ<br>株式会社イートウォーク<br>ＳＦＰダイニング株式会社<br>株式会社ＹＵＮＡＲＩ<br>株式会社上海美食中心<br>株式会社グルメブランズカンパニー<br>株式会社ＫＲフードサービス<br>株式会社アールシー・ジャパン<br>中國創造餐飲管理有限公司<br>create restaurants asia Pte.Ltd.<br>上海創思餐飲管理有限公司<br>香港創造餐飲管理有限公司<br>上記のうち、株式会社グルメブランズカンパニーは平成27年３月６日付で当社及び連結子会社である株式会社クリエイト・レストランツとの共同新設分割（簡易分割）により新たに設立したこと、株式会社ＫＲフードサービスは、平成27年６月30日付で同社の株式の99.8％を取得したこと、株式会社アールシー・ジャパンは、平成27年８月31日付で全株式を取得したことにより、連結の範囲に含めております。 |
| 非連結子会社の数 | ２社 |
| 非連結子会社の名称 | 台湾創造餐飲股份有限公司<br>ＳＦＰ音響株式会社 |

| | |
|---|---|
| 連結の範囲から除いた理由 | 非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は連結計算書類に重要性な影響を及ぼしていないためであります。 |

（２）持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の非連結子会社及び関連会社

該当事項はありません。

② 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社

| | |
|---|---|
| （非連結子会社） | 台湾創造餐飲股份有限公司 |
| | ＳＦＰ音響株式会社 |
| （関連会社） | 上海豫園商城創造餐飲管理有限公司 |
| | 上海造恵餐飲管理有限公司 |
| | 大連造恵美食有限公司 |
| | Eastern Cuisine(Thailand) Co.,Ltd |
| 持分法の適用範囲から除いた理由 | 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社は、いずれも当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除いております。 |

（３）連結子会社の事業年度等に関する事項

中國創造餐飲管理有限公司、create restaurants asia Pte.Ltd.、上海創思餐飲管理有限公司、香港創造餐飲管理有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類作成にあたっては、連結子会社の決算日の計算書類を使用しております。

当連結会計年度において、ＳＦＰダイニング株式会社は、決算日を９月30日から２月末日に変更し、連結決算日と同一となっております。なお、当該子会社の平成28年１月１日から平成28年２月29日までの２か月分の損益については連結損益計算書を通して調整する方法を採用しており、当連結会計年度における会計期間は14か月となっております。当該子会社の平成28年１月１日から平成28年２月29日までの売上高は5,389,117千円、営業利益は489,411千円、経常利益は530,666千円、税引前当期純利益は435,496千円であります。

また、株式会社上海美食中心は決算日を９月30日から２月末日に変更しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

（４）会計処理基準に関する事項

①　資産の評価基準及び評価方法

イ．有価証券

| | |
|---|---|
| 関連会社株式 | 移動平均法による原価法 |

ロ．たな卸資産

| | |
|---|---|
| 原材料及び貯蔵品 | 主に先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法） |

ハ．デリバティブ　　時価法

②　減価償却資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）　　定率法を採用しております。

ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 15～50年 |
| 建物附属設備 | ３～17年 |
| 構築物 | 10～50年 |
| 機械及び装置 | ３～17年 |
| 工具器具備品 | ２～10年 |

ロ．無形固定資産
（リース資産を除く）

定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

ハ．リース資産

a.所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
b.所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日がリース基準適用開始前のリース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

ニ．投資その他の資産
長期前払費用

定額法を採用しております。
主な耐用年数は３～５年であります。
ただし、契約期間に定めがあるものについては、その契約期間に基づく定額法によっております。

③　引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

一部の連結子会社は、従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ．ポイント引当金

一部の連結子会社は、顧客に付与したポイント使用に備えるため、将来行使されると見込まれる額をポイント引当金として計上しております。

ニ．株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績に基づいて、翌連結会計年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

ホ．店舗閉鎖損失引当金　店舗閉鎖による損失に備えて、翌連結会計年度以降に閉鎖が見込まれる店舗について、損失見積額を計上しております。

ヘ．役員退職慰労引当金　一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

④　ヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法　為替予約については繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす取引については、振当処理を採用しております。
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジ手段とヘッジ対象　ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約
ヘッジ対象…変動金利の借入金、外貨建予定取引

ハ．ヘッジ方針　将来の為替変動及び金利変動によるリスク回避を目的として利用しており、リスクヘッジ目的以外の取引は行わない方針であります。

ニ．ヘッジ有効性評価の方法　為替予約については、予約取引と同一通貨、同一金額、同一期日の為替予約を締結しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。
また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、退職給付に係る負債を計上しております。退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異については、発生の翌連結会計年度に一括して費用処理、もしくは各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑥　のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については５～20年の定額法により償却を行っています。

⑦　その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理　　消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## ２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務時間に基づく割引率から単一の加重平均割引率に変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が20,646千円減少し、利益剰余金が9,126千円増加しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

## ３．表示方法の変更に関する注記

（連結貸借対照表関係）

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「原材料」は、当連結会計年度において新たに連結範囲に含めた連結子会社において貯蔵品が生じているため、当連結会計年度より「原材料及び貯蔵品」に科目名を変更しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動資産」の「前払費用」（当連結会計年度827,356千円）及び「未収還付法人税等」（当連結会計年度9,457千円）については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「流動負債」の「その他」に含めておりました「１年内償還予定の社債」（前連結会計年度20,000千円）については、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「流動負債」の「前受収益」（当連結会計年度404,443千円）については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「流動資産」の「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において「固定負債」の「その他」に含めておりました「社債」（前連結会計年度40,000千円）については、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「固定負債」の「長期前受収益」（当連結会計年度360,414千円）及び「長期未払金」（当連結会計年度190,045千円）については、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「固定資産」の「その他」に含めて表示しております。

（連結損益計算書関係）

前連結会計年度において「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取補償金」（前連結会計年度100,000千円）については、金額的重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「営業外収益」の「仕入割引」（当連結会計年度8,078千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

前連結会計年度において独立掲記しておりました「特別損失」の「店舗閉鎖損失」（当連結会計年度32,833千円）は金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。

**４．追加情報**

（１）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は従来の35.6％から平成28年３月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0％に、平成29年３月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2％に変更されております。

この税率変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

（２）決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月31日に公布され、平成28年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.0％及び32.2％から、平成29年３月１日に開始する連結会計年度及び平成30年３月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については30.8％に、平成31年３月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6％となります。

この税率変更による連結計算書類に与える影響は軽微であります。

## ５．連結貸借対照表に関する注記

（１）有形固定資産の減価償却累計額　　21,383,704千円

（２）担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建物及び構築物 | 1,270,316千円 |
| 工具器具備品 | 5,185千円 |
| 土　　地 | 3,144,247千円 |
| 計 | 4,419,749千円 |

上記資産は、１年内返済予定の長期借入金4,414,200千円、未払金60,107千円、長期借入金214,800千円、長期未払金96,283千円の担保に供しております。

## ６．連結損益計算書に関する注記

減損損失

当連結会計年度において、減損損失を計上しており、その内容は以下のとおりであります。

| 場所 | 用途 | 種類 | 減損損失（千円） |
|---|---|---|---|
| 東京都町田市他 | 14店舗 | 建物及び構築物 | 337,024 |
| | | 機械及び装置 | 931 |
| | | 工具器具備品 | 29,149 |
| | | 長期前払費用 | 7,034 |
| | | リース資産 | 4,737 |
| 合計 | － | － | 378,877 |

当社グループは、キャッシュ・フローを生み出す最小単位として店舗を基本単位とし、また遊休資産等については物件単位をグルーピングの最小単位としております。

営業活動から生ずる損益が著しく低下した店舗及び閉鎖の決定した店舗について、当該店舗の資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額378,877千円を減損損失として特別損失に計上しております。

当資産グループの回収可能価額は使用価値に基づき、将来キャッシュ・フローを5.4％で割り引いて算出しております。なお、将来キャッシュ・フローがマイナス又は使用期間が短期の場合には、割引計算は行っておりません。

## 7．連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 31,574,214株 | －株 | －株 | 31,574,214株 |

（2）自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 111,015株 | －株 | －株 | 111,015株 |

（3）配当に関する事項

① 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(千円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 平成27年５月27日定時株主総会 | 普通株式 | 356,792 | 11.34 | 平成27年２月28日 | 平成27年５月28日 |
| 平成27年10月14日取締役会 | 普通株式 | 519,142 | 16.50 | 平成27年８月31日 | 平成27年11月９日 |
| 計 | | 875,935 | | | |

（注）当社は平成28年３月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を実施しておりますが、１株当たり配当額は当該株式分割前の株式数を基準に記載しております。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成28年５月27日開催予定の第19期定時株主総会において次のとおり付議いたします。

| 決議予定 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | 配当の原資 | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成28年５月27日定時株主総会 | 普通株式 | 582,069 | 利益剰余金 | 18.50 | 平成28年２月29日 | 平成28年５月30日 |

（注）当社は、平成28年３月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を実施しておりますが、１株当たり配当額は当該株式分割前の株式数を基準としております。

## ８．金融商品に関する注記

（１）金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、デリバティブ取引については、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、為替予約についても将来の為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

有価証券については、主に満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。発行体の信用リスクについては、格付けの高い債券を保有し、また定期的に発行体の財政状況等を把握することによって、リスクの軽減を図っております。市場価格の変動リスクについては、時価のあるものについては四半期ごとに時価を把握し、保有状況を継続的に見直ししております。

差入保証金については、主に、店舗賃借取引に伴うものであり、差入先の信用リスクに晒されておりますが、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

借入金の使途は主に設備投資資金であり、一部の長期借入金については、金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブ取引については、内部規程に基づき、財務担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

（２）金融商品の時価等に関する事項

平成28年２月29日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。((注)2. 参照)

| | 連結貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| (1) 現金及び預金 | 13,142,300 | 13,142,300 | － |
| (2) 売掛金 | 2,504,715 | 2,504,715 | － |
| (3) 有価証券 | 2,000,000 | 2,000,000 | － |
| (4) 差入保証金 | 8,617,850 | 8,412,877 | △204,973 |
| 資産計 | 26,264,866 | 26,059,893 | △204,973 |
| 長期借入金(*1) | 29,787,480 | 30,207,850 | 420,370 |
| 負債計 | 29,787,480 | 30,207,850 | 420,370 |
| デリバティブ取引(*2) | △2,375 | △2,375 | － |

(*1) １年内返済予定の長期借入金を含んでおります。
(*2)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

（注） １．金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2)売掛金、(3)有価証券

預金はすべて短期であり、売掛金及び有価証券についても短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

差入保証金の時価については、想定した賃借契約期間に基づき、相手先の信用リスクを加味した上で、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（下記「デリバティブ取引」参照)、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。(上記「長期借入金」参照)

為替予約の時価は、取引金融機関から提示された価格等によっております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

| 区分 | 連結貸借対照表計上額（千円） |
|---|---|
| 投資有価証券 | 384,376 |

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、時価開示の対象としておりません。

**９．資産除去債務に関する注記**

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

（１）当該資産除去債務の概要

店舗の賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

（２）当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から３～50年と見積り、割引率は国債の利回り等適切な指標に基づく利率により資産除去債務の金額を計算しております。

（３）当連結会計年度における当該資産除去債務の総額の増減

| | |
|---|---|
| 期首残高 | 1,577,822千円 |
| 有形固定資産の取得に伴う増加額 | 201,897千円 |
| 新規連結子会社の取得に伴う増加額 | 378,195千円 |
| 時の経過による調整額 | 26,126千円 |
| 資産除去債務の履行による減少額 | △136,585千円 |
| その他の増減額 | 16,336千円 |
| 為替換算差額 | △2,940千円 |
| 期末残高 | 2,060,853千円 |

**10．１株当たり情報に関する注記**

（１）１株当たり純資産額　185円42銭

（２）１株当たり当期純利益　35円19銭

（注）平成28年３月１日付で普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。このため当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

## 11. 企業結合に関する注記

取得による企業結合

Ⅰ 株式会社ＫＲフードサービス

１．企業結合の概要

（１）被取得企業の名称及びその事業の内容

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 株式会社ＫＲフードサービス |
| 事業の内容 | 飲食店舗の運営 |

（２）企業結合を行った主な理由

当社は、双方がもつブランド及びこれまで培ってきた経験・ノウハウ、立地、人員、運営・管理手法や仕入の共有化等を互いに利用することで、店舗運営力の更なる向上及びコスト削減等のシナジー効果を創出することが可能であると考えております。また、本件の取組みは、当社グループが本格的に参入していない「郊外ロードサイド立地」を中心に事業展開するＫＲフードサービス社が当社グループに参画することで、当社グループの事業基盤の拡大と「グループ連邦経営」の更なる進化、ひいては企業価値の向上につながるものと判断し、同社の株式を取得することといたしました。

（３）企業結合日

平成27年６月30日

（４）企業結合の法的形成

現金を対価とした株式取得

（５）結合後企業の名称

結合後の企業名称に変更はありません。

（６）取得した議決権比率

99.8％

（７）取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得による子会社化によるためであります。

２．連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年７月１日から平成28年２月29日まで

３．被取得企業の取得原価及びその内訳

| | |
|---|---|
| 取得の対価（現金） | 14,970,000千円 |
| 取得に要した費用 | 8,735千円 |
| 取得原価 | 14,978,735千円 |

４．発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

（１）発生したのれんの金額

8,461,218千円

（２）発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

（３）償却方法及び償却期間

20年間にわたる定額法

Ⅱ 株式会社アールシー・ジャパン

1．企業結合の概要

（１）被取得企業の名称及びその事業の内容

| | |
|---|---|
| 名　　称 | 株式会社アールシー・ジャパン |
| 事業の内容 | 飲食店舗の運営 |

（２）企業結合を行った主な理由

株式会社アールシー・ジャパンがもつ著名な海外ブランド獲得によるブランドラインナップの強化と当社グループの観光立地における事業の強化につながるものであり、当社のグループ連邦経営に基づくノウハウの共有により、更なる店舗展開と成長が可能であると考えており、当社グループの事業基盤の拡大と企業価値の向上に資するものと判断し、同社の株式を取得することといたしました。

（３）企業結合日

平成27年８月31日

（４）企業結合の法的形成

現金を対価とした株式取得

（５）結合後企業の名称

結合後の企業名称に変更はありません。

（６）取得した議決権比率

100.0％

（７）取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とした株式取得による子会社化によるためであります。

２．連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

平成27年９月１日から平成28年２月29日まで

３．被取得企業の取得原価及びその内訳

| | |
|---|---|
| 取得の対価（現金） | 60,000千円 |
| 取得に要した費用 | 4,896千円 |
| 取得原価 | 64,896千円 |

４．発生した負ののれん発生益の金額及び発生原因

（１）発生した負ののれん発生益の金額

205,257千円

（２）発生原因

企業結合日の被取得企業の時価純資産が取得原価を上回ったためであります。

# 貸　借　対　照　表

（平成28年２月29日現在）

（単位：千円）

| 資　産　の　部 | | 負　債　の　部 | |
|---|---|---|---|
| 科　目 | 金　額 | 科　目 | 金　額 |
| **【流動資産】** | **8,087,595** | **【流動負債】** | **15,155,039** |
| 現金及び預金 | 3,110,928 | １年内償還予定の社債 | 510,000 |
| 関係会社売掛金 | 320,738 | 関係会社短期借入金 | 1,840,000 |
| 前払費用 | 125,433 | １年内返済予定の長期借入金 | 6,278,620 |
| 繰延税金資産 | 161,624 | 未払金 | 1,459,002 |
| 関係会社短期貸付金 | 125,000 | 関係会社未払金 | 4,085,781 |
| １年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 285,940 | 未払費用 | 33,648 |
| 未収入金 | 1,928,373 | 未払法人税等 | 447,598 |
| 関係会社未収入金 | 2,009,543 | 株主優待引当金 | 99,956 |
| その他 | 20,012 | 店舗閉鎖損失引当金 | 3,926 |
| **【固定資産】** | **39,944,771** | 資産除去債務 | 97,579 |
| **（有形固定資産）** | **8,233,296** | その他 | 298,925 |
| 建物 | 6,218,884 | **【固定負債】** | **23,406,733** |
| 構築物 | 14,311 | 社債 | 3,070,000 |
| 工具器具備品 | 760,181 | 長期借入金 | 18,957,610 |
| 土地 | 1,143,247 | 資産除去債務 | 1,225,826 |
| 建設仮勘定 | 96,671 | その他 | 153,297 |
| **（無形固定資産）** | **77,630** | **負　債　合　計** | **38,561,772** |
| ソフトウェア | 69,047 | **純　資　産　の　部** | |
| その他 | 8,582 | **【株主資本】** | **9,472,184** |
| **（投資その他の資産）** | **31,633,845** | **（資本金）** | **1,012,212** |
| 関係会社株式 | 27,475,292 | **（資本剰余金）** | **4,576,030** |
| 関係会社長期貸付金 | 737,700 | 資本準備金 | 1,224,170 |
| 長期前払費用 | 101,970 | その他資本剰余金 | 3,351,860 |
| 繰延税金資産 | 889,224 | **（利益剰余金）** | **3,904,264** |
| 差入保証金 | 2,429,657 | その他利益剰余金 | 3,904,264 |
| | | 繰越利益剰余金 | 3,904,264 |
| | | **（自己株式）** | **△20,323** |
| | | **【評価・換算差額等】** | **△1,590** |
| | | **（繰延ヘッジ損益）** | **△1,590** |
| **資　産　合　計** | **48,032,366** | **純　資　産　合　計** | **9,470,593** |
| | | **負　債　純　資　産　合　計** | **48,032,366** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損　益　計　算　書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

| 科目 | 金 | 額 |
|---|---|---|
| 売上高 | | 5,467,611 |
| 売上原価 | | 1,618,485 |
| **売上総利益** | | **3,849,125** |
| 販売費及び一般管理費 | | 1,691,846 |
| **営業利益** | | **2,157,278** |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 9,836 | |
| 受取配当金 | 583,386 | |
| 協賛金収入 | 221,247 | |
| その他 | 18,825 | 833,294 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 184,967 | |
| 社債発行費 | 41,222 | |
| その他 | 14,518 | 240,707 |
| **経常利益** | | **2,749,865** |
| 特別損失 | | |
| 関係会社株式評価損 | 1,141,674 | |
| 減損損失 | 161,569 | |
| その他 | 15,960 | 1,319,204 |
| **税引前当期純利益** | | **1,430,661** |
| 法人税、住民税及び事業税 | 628,202 | |
| 過年度法人税等 | 180,712 | |
| 法人税等調整額 | △399,880 | 409,033 |
| **当期純利益** | | **1,021,628** |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

（平成27年３月１日から
平成28年２月29日まで）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | 自己株式 | 株主資本合計 |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | | |
| 平成27年３月１日　残高 | 1,012,212 | 1,224,170 | 3,351,860 | 4,576,030 | 3,758,571 | 3,758,571 | △20,323 | 9,326,491 |
| 事業年度中の変動額 | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | － | － | △875,935 | △875,935 | － | △875,935 |
| 当期純利益 | － | － | － | － | 1,021,628 | 1,021,628 | － | 1,021,628 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | － | － | － | － | － | － | － | － |
| 事業年度中の変動額合計 | － | － | － | － | 145,692 | 145,692 | － | 145,692 |
| 平成28年２月29日　残高 | 1,012,212 | 1,224,170 | 3,351,860 | 4,576,030 | 3,904,264 | 3,904,264 | △20,323 | 9,472,184 |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|
| | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 平成27年３月１日　残高 | △83 | △83 | 9,326,408 |
| 事業年度中の変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | － | － | △875,935 |
| 当期純利益 | － | － | 1,021,628 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額（純額） | △1,506 | △1,506 | △1,506 |
| 事業年度中の変動額合計 | △1,506 | △1,506 | 144,185 |
| 平成28年２月29日　残高 | △1,590 | △1,590 | 9,470,593 |

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

**個別注記表**

**１．重要な会計方針に係る事項に関する注記**

（１）資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式　　移動平均法による原価法

② たな卸資産

原材料　　先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法）

③ デリバティブ　　時価法

（２）固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産　　定率法を採用しております。
ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

| | |
|---|---|
| 建物 | 15～50年 |
| 建物附属設備 | ３～17年 |
| 構築物 | 10～50年 |
| 工具器具備品 | ２～10年 |

② 無形固定資産　　定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③ 投資その他の資産

長期前払費用　　定額法を採用しております。
主な耐用年数は５年であります。
ただし、契約期間の定めがあるものについては、その契約期間に基づく定額法によっております。

（3）引当金の計上基準

| | |
|---|---|
| ① 貸倒引当金 | 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 株主優待引当金 | 株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、株主優待券の利用実績に基づいて、翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。 |
| ③ 店舗閉鎖損失引当金 | 店舗閉鎖による損失に備えて、翌事業年度以降に閉鎖が見込まれる店舗について、損失見積額を計上しております。 |

（4）ヘッジ会計の方法

| | |
|---|---|
| ① ヘッジ会計の方法 | 為替予約については繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、振当処理の要件を満たす取引については、振当処理を採用しております。<br>金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、特例処理を採用しております。 |
| ② ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…金利スワップ、為替予約<br>ヘッジ対象…変動金利の借入金、外貨建予定取引 |
| ③ ヘッジ方針 | 将来の為替変動及び金利変動によるリスク回避を目的として利用しており、リスクヘッジ目的以外の取引は行わない方針であります。 |
| ④ ヘッジ有効性評価の方法 | 為替予約については、予約取引と同一通貨、同一金額、同一期日の為替予約を締結しているため、その後の為替相場の変動による相関関係は確保されており、決算日における有効性の評価を省略しております。<br>また、金利スワップについては、特例処理の要件を満たしているため、決算日における有効性の評価を省略しております。 |

（5）その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

| | |
|---|---|
| 消費税等の会計処理 | 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。 |

## ２．貸借対照表に関する注記

（１）有形固定資産の減価償却累計額　9,744,614千円

（２）担保に供している資産

| | |
|---|---|
| 建物 | 608,580千円 |
| 土地 | 1,143,247千円 |
| 計 | 1,751,827千円 |

上記資産は、１年内返済予定の長期借入金214,200千円、長期借入金214,800千円の担保に供しております。

## ３．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

| | |
|---|---|
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 5,285,575千円 |
| 営業取引以外の取引 | 599,853千円 |

## ４．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の総数

| | |
|---|---|
| 普通株式 | 111,015株 |

## ５．税効果会計に関する注記

（１）繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

（流動資産）

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 未払事業税 | 16,737千円 |
| 未払事業所税 | 1,184千円 |
| 株主優待引当金 | 33,045千円 |
| 前受収益 | 69,813千円 |
| 店舗閉鎖損失引当金 | 1,298千円 |
| 資産除去債務 | 32,259千円 |
| その他 | 7,285千円 |
| 繰延税金資産(流動)合計 | 161,624千円 |

（固定資産）

| | |
|---|---|
| 繰延税金資産 | |
| 減損損失 | 221,585千円 |
| 資産除去債務 | 395,451千円 |
| 関係会社株式評価損 | 398,058千円 |
| 長期前受収益 | 49,453千円 |
| 減価償却費 | 39,117千円 |
| その他 | 153千円 |
| 繰延税金資産(固定)小計 | 1,103,819千円 |
| 評価性引当額 | △29,754千円 |
| 繰延税金資産(固定)合計 | 1,074,065千円 |
| 繰延税金負債 | |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △184,841千円 |
| 繰延税金負債(△)(固定)合計 | △184,841千円 |
| 繰延税金資産・負債(△)固定の純額 | 889,224千円 |

（２）法人税率の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年３月31日に公布され平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6％から平成28年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、33.0％に、平成29年３月１日に開始する事業年度以降については、32.2％に変更されております。

この変更により、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）は、105,641千円減少し、法人税等調整額が105,580千円、繰延ヘッジ損益が61千円、それぞれ増加しております。

（３）決算日後の法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年３月31日に公布され、平成28年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、従来の33.0％及び32.2％から、平成29年３月１日に開始する事業年度及び平成30年３月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.7％に、平成31年３月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.5％となります。

この税率変更による計算書類に与える影響は軽微であります。

## ６．関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 属性 | 会社等の名称 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目 | 期末残高(千円) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 子会社 | 株式会社クリエイト・レストラン ツ | 100,000千円 | 飲食店の経営 | 所有直接 | 100.0 | 資金の貸付資金の借入役員の兼任経営指導業務受託 | 資金の貸付 | 150,000 | 関係会社短期貸付金 | 100,000 |
| | | | | | | | 資金の回収 | 50,000 | | |
| | | | | | | | 利息の受取(注１) | 252 | — | — |
| | | | | | | | 資金の借入 | 220,000 | — | — |
| | | | | | | | 資金の返済 | 493,000 | | |
| | | | | | | | 利息の支払(注１) | 421 | — | — |
| | | | | | | | 経営指導料等の受取(注２) | 2,580,372 | 関係会社売掛金 | 283,384 |
| | | | | | | | 営業設備の賃貸(注３) | 2,180,817 | | |
| | | | | | | | 店舗売上金等の収納 | 41,109,228 | 関係会社未払金 | 3,827,031 |
| | | | | | | | 店舗食材の供給 | 8,678,759 | 関係会社未収入金 | 1,836,459 |
| | | | | | | | 店舗経費等の支払 | 20,734,767 | | |
| | 株式会社クリエイト吉祥 | 55,000千円 | 飲食店の経営 | 所有直接 | 100.0 | 役員の兼任経営指導業務受託 | 店舗売上金等の収納 | 539,465 | 関係会社未払金 | 60,242 |
| | 株式会社イートウォーク | 10,000千円 | 飲食店の経営 | 所有直接 | 100.0 | 資金の貸付役員の兼任経営指導 | 資金の回収 | 305,420 | 関係会社長期貸付金 | 256,080 |
| | | | | | | | 利息の受取(注１) | 7,950 | １年内回収予定の関係会社長期貸付金 | 737,700 |
| | 株式会社KRフードサービス | 100,000千円 | 飲食店の経営 | 所有直接 | 99.8 | 資金の借入役員の兼任 | 資金の借入 | 1,500,000 | 関係会社短期借入金 | 1,500,000 |
| | | | | | | | 利息の支払(注１) | 5,018 | — | — |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) １．貸付金及び借入金利息については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
２．経営指導料等については、双方協議のうえ合理的に決定しております。
３．営業設備の賃貸料については、市場価格を参考に交渉のうえ決定しております。

## ７．１株当たり情報に関する注記

(１) １株当たり純資産額　100円34銭

(２) １株当たり当期純利益　10円82銭

(注) 平成28年３月１日付で、普通株式１株につき３株の割合で株式分割を行っております。このため、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年４月25日

株式会社　クリエイト・レストランツ・ホールディングス
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 原　田　誠　司　㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山　本　千　鶴　子　㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの平成27年３月１日から平成28年２月29日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年４月25日

株式会社　クリエイト・レストランツ・ホールディングス
取　締　役　会　　御中

有限責任監査法人　トーマツ

| | | |
|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 原　田　誠　司 ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山　本　千　鶴　子 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングスの平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

## 監査役会の監査報告

### 監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年３月１日から平成28年２月29日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査の分担等に従い、取締役、内部監査チームその他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書類等の重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な国内並びに海外店舗において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じ説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係わる事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年４月26日

株式会社クリエイト・レストランツ・ホールディングス

監査役会

常勤監査役　森　本　　裕　文　㊞

社外監査役　根　本　　博　史　㊞

社外監査役　大　木　　丈　史　㊞

以　上

# 株主総会参考書類

**第１号議案**　剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様への適切な利益還元を経営上の重要政策と位置付け、安定した配当の維持を基本とし、業績や今後の事業展開等を勘案して配当を行う方針としております。当期の期末配当につきましては、基本方針に基づき、次のとおりといたしたいと存じます。

（１）　配当財産の種類
　　金銭といたします。

（２）　配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金18.50円といたしたいと存じます。
　　なお、この場合の配当総額は582,069,181円となります。

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年５月30日といたしたいと存じます。

**第２号議案**　定款の一部変更の件

１．提案の理由

（１）会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、「監査等委員会設置会社」の制度が導入されたことから、構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで、取締役会の監査・監督機能の強化を図り、コーポレートガバナンス体制の一層の充実を図るためであります。

（２）「監査等委員会設置会社」への移行に伴い、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

（３）同改正法により、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる規定を新設するものであります。

（４）同改正法により、責任限定契約を締結できる範囲が非業務執行取締役にも拡大されたことに伴い、責任限定契約の対象を拡大すべく所要の変更を行うものであります。

（５）上記変更に伴う条数の変更その他所要の変更を行うものであります。
　　なお、本議案における定款変更については、本総会の終結の時をもって効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

| 現行定款 | 変更案 |
|---|---|
| 第　１　章　　総　　則 | 第　１　章　　総　　則 |
| 第１条～第３条　（条文省略） | 第１条～第３条　（現行どおり） |
| （機関）<br>第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>（１）取締役会<br>（２）監査役<br>（３）監査役会<br>（４）会計監査人 | （機関）<br>第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>（１）取締役会<br>（２）監査等委員会<br>（削除）<br>（３）会計監査人 |
| 第５条　～第18条　（条文省略） | 第５条　～第18条　（現行どおり） |
| 第　４　章　　取締役および取締役会 | 第　４　章　　取締役および取締役会 |
| （取締役の員数）<br>第19条　当会社の取締役は、９名以内とする。 | （取締役の員数）<br>第19条　当会社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、９名以内とする。 |
| （新設） | ２　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。 |
| （取締役の選任） | （取締役の選任） |
| 第20条　取締役は、株主総会の決議によって選任する。 | 第20条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。 |
| ２　（条文省略） | ２　（現行どおり） |
| ３　（条文省略） | ３　（現行どおり） |
| （取締役の任期）<br>第21条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 | （取締役の任期）<br>第21条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| 2　増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 | （削除） |
| （新設） | 2　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 |
| （新設） | 3　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。 |
| （代表取締役および役付取締役） | （代表取締役および役付取締役） |
| 第22条　当会社は、取締役会の決議により、代表取締役を選定する。 | 第22条　当会社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。 |
| 2　代表取締役は会社を代表し、取締役会の決議に基づき、会社の業務を執行する。 | （削除） |
| 3　取締役会は、その決議により、取締役社長１名を選任し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 | 2　取締役会は、その決議により、取締役の中から取締役社長１名を選任し、また必要に応じ、取締役会長１名および取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。 |
| 第23条　（条文省略） | 第23条　（現行どおり） |
| （取締役会の招集通知） | （取締役会の招集通知） |
| 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 | 第24条　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| 2　取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 | 2　取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。 |
| 第25条　（条文省略） | 第25条　（現行どおり） |
| （新設） | （取締役への委任）<br>第26条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同上第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定を取締役に委任することができる。 |
| （取締役会の議事録）<br>第26条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。 | （取締役会の議事録）<br>第27条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。 |
| 第27条　（条文省略） | 第28条　（現行どおり） |
| （取締役の責任免除）<br>第28条　（条文省略）<br>2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。 | （取締役の責任免除）<br>第29条　（現行どおり）<br>2　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が規定する額とする。 |
| （取締役の報酬等）<br>第29条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める | （取締役の報酬等）<br>第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。 |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| 第　5　章　　監査役および監査役会<br><br>（監査役の員数）<br>第30条　当会社の監査役は、４名以内とする。<br>（監査役の選任）<br>第31条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。<br>２　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。<br>（監査役の任期）<br>第32条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度の内最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。<br>２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。<br>（常勤の監査役）<br>第33条　監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。<br>（監査役会の招集通知）<br>第34条　監査役会の招集通知は各監査役に対し、会日の３日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。<br>（監査役会の決議の方法）<br>第35条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。 | （削除） |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （監査役会の議事録）<br>第36条　監査役会における議事の経過の要領およびその結果は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。<br><br>（監査役会規程）<br>第37条　監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。<br>（監査役の責任免除）<br>第38条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。<br>２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。<br>（監査役の報酬等）<br>第39条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。 | |

| 現行定款 | 変更案 |
| --- | --- |
| （新設） | 第　5　章　　監査等委員会<br><br>（常勤の監査等委員）<br>第31条　監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。<br>（監査等委員会の招集通知）<br>第32条　監査等委員会の招集通知は、会日の３日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br><br>２　監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。<br>（監査等委員会規程）<br>第33条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。 |
| 第　6　章　　計　　算 | 第　6　章　　計　　算 |
| 第40条～第43条　（条文省略） | 第34条～第37条　（現行どおり） |
| （新設） | 附則<br>（監査役の責任免除に関する経過措置）<br>当会社は、第19期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生時以前の行為に関し、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 |

**第３号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名選任の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」が原案通り承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。また、取締役全員（５名）は、会社法第332条第７項第１号の定めに従い、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）５名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第２号議案にかかる定款変更の効力の発生を条件として発生するものといたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 後藤（ごとう）　仁史（ひとし）<br>（昭和32年７月５日生） | 昭和55年４月　旭化成ホームズ株式会社入社<br>昭和56年９月　同社退社<br>同　株式会社徳壽入社、専務取締役に就任<br>平成９年４月　当社の前身である株式会社ヨコスカ・ブルーイング・カンパニーを設立、代表取締役社長に就任<br>平成13年５月　株式会社徳壽（旧徳壽クリエイティブサービス株式会社）の代表取締役に就任<br>平成15年７月　当社代表取締役会長に就任（現任）<br>平成20年８月　株式会社後藤国際商業研究所代表取締役に就任（現任）<br>平成25年５月　株式会社イートウォーク代表取締役会長に就任（現任） | ―株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 2 | 岡本（おかもと） 晴彦（はるひこ）<br>（昭和39年２月３日生） | 昭和62年４月　三菱商事株式会社入社<br>平成12年２月　同社より当社に出向、代表取締役専務に就任<br>平成13年５月　当社代表取締役副社長に就任<br>平成15年７月　三菱商事株式会社退社、当社入社<br>同　当社代表取締役社長（現任）兼営業本部長に就任<br>平成16年９月　当社代表取締役社長兼営業グループ担当兼営業開発グループ担当に就任<br>平成19年７月　株式会社クリエイト吉祥代表取締役に就任<br>平成20年10月　同社取締役に就任（現任）<br>平成22年１月　株式会社クリエイト・レストランツ取締役に就任（現任）<br>平成22年10月　中國創造餐飲管理有限公司董事長に就任（現任）<br>平成26年４月　株式会社ＹＵＮＡＲＩ取締役に就任（現任）<br>平成26年11月　株式会社上海美食中心取締役に就任（現任）<br>平成27年３月　株式会社グルメブランズカンパニー取締役に就任（現任）<br>平成27年８月　株式会社アールシー・ジャパン取締役に就任（現任） | 2,387,700株 |

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 川井　潤（かわい　じゅん）<br>（昭和38年10月７日生） | 昭和62年４月　株式会社日本興業銀行（現株式会社みずほ銀行）入行<br>平成14年４月　みずほ証券株式会社へ出向<br>平成15年８月　同社退社<br>同　当社入社、取締役管理本部長に就任<br>平成16年６月　当社常務取締役管理本部長に就任<br>平成16年９月　当社常務取締役管理グループ担当に就任<br>平成18年５月　当社専務取締役管理グループ担当に就任<br>平成20年３月　当社専務取締役管理本部担当に就任<br>平成22年９月　当社専務取締役管理本部担当兼海外営業本部担当に就任<br>平成23年３月　上海創思餐飲管理有限公司董事に就任（現任）<br>平成23年６月　create restaurants asia Pte.Ltd. Directorに就任（現任）<br>平成24年７月　香港創造餐飲管理有限公司董事に就任（現任）<br>平成25年５月　ＳＦＰダイニング株式会社取締役に就任（現任）<br>平成26年10月　台湾創造餐飲股份有限公司董事に就任（現任）<br>平成27年６月　株式会社ＫＲフードサービス取締役に就任（現任）<br>平成28年１月　当社専務取締役管理本部担当及び人事総務本部管掌に就任（現任）<br>平成28年３月　Create Restaurants NY Inc. Directorに就任（現任） | 1,215,000株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 4 | 田中（たなか） 孝和（たかかず）<br>（昭和43年５月21日生） | 平成５年４月　三菱商事株式会社入社<br>平成14年１月　同社より当社に出向、経営企画室長に就任<br>平成15年８月　当社取締役サポートセンター統括マネージャーに就任<br>平成16年９月　当社取締役経営企画担当マネージャーに就任<br>平成16年11月　当社取締役人事担当に就任<br>平成17年２月　三菱商事株式会社退社、当社入社<br>平成17年６月　当社取締役人事総務グループ担当に就任<br>平成20年３月　当社取締役人事総務本部担当に就任<br>平成22年５月　上海豫園商城創造餐飲管理有限公司董事に就任（現任）<br>平成23年１月　当社取締役海外営業本部担当に就任（現任）<br>平成23年２月　create restaurants asia Pte.Ltd. Director（CEO）に就任（現任）<br>平成23年３月　上海創思餐飲管理有限公司董事長に就任（現任）<br>平成24年７月　香港創造餐飲管理有限公司董事長に就任（現任）<br>平成26年10月　台湾創造餐飲股份有限公司董事長に就任（現任）<br>平成28年３月　Create Restaurants NY Inc. Director(CEO)に就任（現任） | 450,000株 |
| 5 | 島村（しまむら） 彰（あきら）<br>（昭和44年11月６日生） | 平成５年４月　伊藤忠商事株式会社入社<br>平成19年７月　株式会社サンマルクホールディングス入社<br>平成23年４月　同社常務取締役開発本部長に就任<br>平成24年３月　同社退社<br>平成24年５月　当社入社、顧問に就任<br>同　当社取締役に就任<br>平成25年２月　当社取締役開発本部担当に就任<br>平成25年５月　株式会社イートウォーク取締役に就任（現任）<br>平成26年10月　当社取締役開発本部担当兼商品部担当に就任（現任）<br>平成27年８月　株式会社アールシー・ジャパン代表取締役社長に就任（現任） | 90,000株 |

（注）１．取締役候補者後藤仁史氏が代表取締役を兼職する株式会社後藤国際商業研究所は、当社の議決権を46.8%保有する大株主であります。
２．その他の取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はございません。

**第４号議案**　監査等委員である取締役３名選任の件

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役３名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案にかかる決議の効力は、第２号議案にかかる定款変更の効力の発生を条件として発生するものといたします。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 1 | 森本　裕文（もりもと　ひろふみ）<br>(昭和39年１月５日生) | 昭和62年４月　日興證券株式会社入社<br>株式会社日興リサーチセンターに出向<br>平成９年３月　株式会社日興キャピタルに出向<br>平成18年１月　当社入社<br>平成21年３月　当社内部統制システム推進室室長に就任<br>平成23年５月　当社常勤監査役及び株式会社クリエイト・レストランツ常勤監査役に就任（現任）<br>平成25年５月　ＳＦＰダイニング株式会社社外監査役に就任<br>平成27年６月　株式会社ＫＲフードサービス監査役に就任（現任） | ―株 |
| 2 | 大木　丈史（おおき　たけし）<br>(昭和29年４月３日生) | 昭和54年10月　司法試験合格<br>昭和57年４月　東京地方検察庁　検事任官<br>昭和63年３月　東京地方検察庁　特別捜査部<br>平成３年３月　千葉地方検察庁　検事<br>平成５年３月　同　検事退官<br>平成５年４月　第一東京弁護士会にて弁護士登録<br>平成６年９月　大木丈史法律事務所設立<br>平成17年４月　垣鍔法律事務所と合併し東京ウィル法律事務所設立（現任）<br>平成25年５月　当社社外監査役に就任（現任） | ―株 |

| 候補者番号 | 氏名<br>（生年月日） | 略歴、当社における地位及び担当<br>（重要な兼職の状況） | 所有する当社の株式の数 |
|---|---|---|---|
| 3 | 根本（ねもと） 博史（ひろし）<br>（昭和31年９月２日生） | 昭和53年９月　公認会計士第二次試験合格<br>（会計士補登録）<br>昭和54年３月　中央監査法人入所<br>昭和57年３月　公認会計士登録<br>昭和63年１月　中央監査法人<br>カナダトロント事務所配属<br>平成４年10月　中央青山監査法人入所<br>平成17年７月　クリフィックス税理士法人<br>代表社員に就任<br>平成24年５月　当社社外監査役に就任（現任）<br>平成27年１月　クリフィックス税理士法人シニア・<br>アドバイザーに就任（現任）<br>同　根本公認会計士事務所所長に就任<br>（現任） | ―株 |

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．大木丈史氏及び根本博史氏は社外取締役候補者であります。
３．大木丈史氏は、弁護士として企業法務に精通していることから、豊富な経験と幅広い見識を有しており、また、これまでも社外監査役として経営陣から独立した客観的な立場で当社の経営に携わり、職責を十分果たしていることから、社外取締役として職責を適切に遂行できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。
４．根本博史氏は、公認会計士及び税理士として財務及び会計に関する知見を相当に有しており、また、これまでも社外監査役として経営陣から独立した客観的な立場で当社の経営に携わり、職責を十分果たしていることから、社外取締役として職責を適切に遂行できると判断し、監査等委員である取締役候補者としております。
５．当社は、大木丈史氏及び根本博史氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、それぞれ会社法第425条第１項各号に定める金額の合計としております。
なお、本議案が承認された場合には、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。

**第５号議案**　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成18年５月30日開催の第９期定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額につきましては、引き続き年額200百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

第２号議案及び第３号議案が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は５名となります。

また、本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

**第６号議案**　監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件

当社の監査役の報酬額は、平成18年５月30日開催の第９期定時株主総会において、年額20百万円以内と決議いただいております。

当社は、第２号議案「定款の一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額につきましては、引き続き年額20百万円以内と定めることとさせていただきたいと存じます。

第２号議案及び第４号議案が原案通り承認可決されますと、監査等委員である取締役は３名となります。

また、本議案は、第２号議案「定款の一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

以　上

# 株主総会会場ご案内図

会場　東京都品川区東五反田五丁目10番18号
クリエイト・レストランツグループ本社ビル
ＴＥＬ　０３－５４８８－８００１

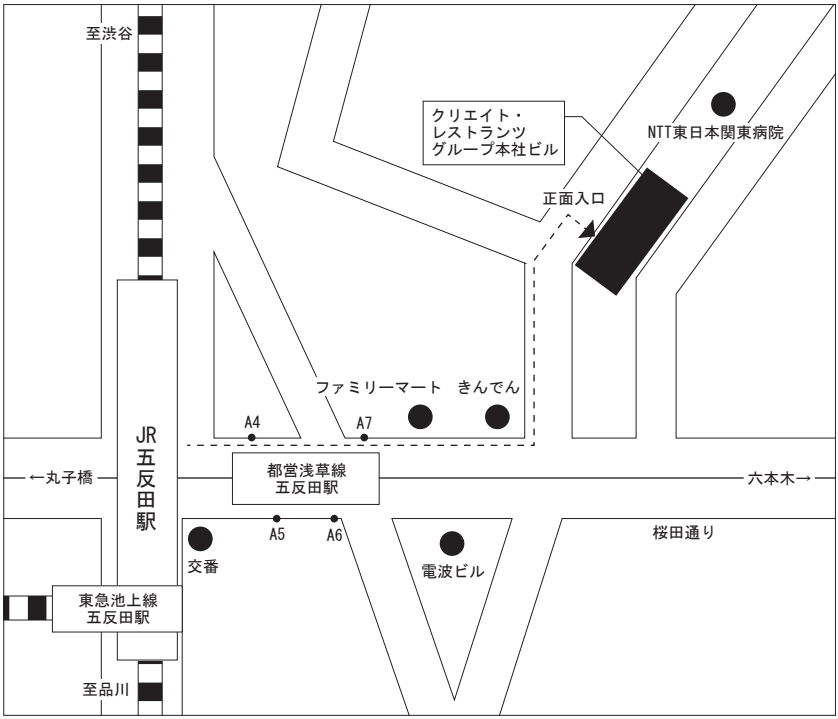


［交通のご案内］
ＪＲ五反田駅東口より徒歩５分
都営浅草線五反田駅Ａ７番出口より徒歩３分
東急池上線五反田駅より徒歩７分

駐車場のご用意がございませんので、公共交通機関をご利用ください。

**当日ご出席の株主のみなさまへのお土産は、予定しておりません。**
**何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。**